

令和 5 年度

第 5 回 千葉市環境影響評価審査会

議 事 録

令和 5 年 1 1 月 6 日（月）

千葉市環境局環境保全部環境保全課

令和５年度第５回千葉市環境影響評価審査会次第

令和５年１１月６日（月）

午後３時００分～４時１１分

オークラ千葉ホテル２階「アイリス」

１ 開 会

２ 議 題

（１）（仮称）株式会社 **T&H** エコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価方法書について（審議）

（２）習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価方法書について（審議）

（３）千葉市環境影響評価条例に基づく事業に係る環境影響評価方法書について（答申）

ア （仮称）株式会社 **T&H** エコみらい廃棄物焼却処理事業

イ 習志野市新清掃工場建設事業

（４）千葉市環境影響評価等技術指針の改定について（諮問・審議・答申）

（５）環境影響評価関連図書のインターネットの利用による継続公表について（報告）

３ 閉 会

配付資料

資料１－１ （仮称）株式会社 **T&H** エコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価方法書（第４回会議資料）

資料１－２ （仮称）株式会社 **T&H** エコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価方法書 説明資料（第４回会議資料）

資料１－３ 令和５年度第４回千葉市環境影響評価審査会における委員意見と事業者見解（（仮称）株式会社 **T&H** エコみらい廃棄物焼却処理事業）

資料２－１ 習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価方法書（第４回会議資料）

資料２－２ 習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価方法書 説明資料（第４回会議資料）

資料２－３ 令和５年度第４回千葉市環境影響評価審査会における委員意見と事業者見解（習志野市新清掃工場建設事業）

資料３－１ （仮称）株式会社 **T&H** エコみらい廃棄物焼却事業に係る環境影響評価方法書について（答申案）（当日配付）

資料３－２ 習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価方法書について（答申案）（当日配付）

- 資料 4 千葉市環境影響評価等技術指針の改定について
- 資料 5 環境影響評価関連図書のインターネットの利用による継続公表について
- 参考資料 1 千葉市環境影響評価条例（抜粋）
- 参考資料 2 旧千葉市環境基本計画（抜粋）
- 参考資料 3 千葉市環境影響評価等技術指針の新旧対照表及び改定後技術指針（案）

午後 3 時 0 0 分 開会

【奥村環境保全課長補佐】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和 5 年度第 5 回千葉市環境影響評価審査会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めます環境保全課課長補佐の奥村でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、本日の審査会の成立についてご報告いたします。千葉市環境影響評価条例施行規則第 95 条第 2 項の規定により、この審査会の開催には、委員の半数以上の出席が必要です。委員総数 18 名のところ、本日は 11 名の方にご出席いただいておりますので、本日の審査会は成立しておりますことをご報告いたします。

次に、本日の会議資料についてですが、お手元の次第に記載のとおりです。なお、資料 3-1 及び 3-2 につきましては、議題 3 に移り次第、皆様に配付いたします。不足等がありましたら事務局にお申し出ください。

続いて、会議・議事録の公開についてご説明いたします。

本日の会議は、千葉市情報公開条例の規定により公開となっております。また、議事録も委員の皆様のご承認をいただいた後、公表することとなりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

ここからの議事の進行につきましては、岡本会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【岡本会長】 それでは、これより議題（1）「（仮称）株式会社 T&H エコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価方法書について（審議）」です。

資料 1-3 について、事業者から、修正や補足をした箇所を中心に簡潔に説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【事業者】 資料 1-3 は、パワーポイントの説明の文書の後になりますのでページが分からないかもしれませんが、前回、ここでご質問いただいた内容について、その場所でお答えしたものを整理したものが基本となっております。その中で、お答えできなかった部分、あるいは追加で説明したい部分について、数か所加えてありますので、そこを中心にご説明させていただきたいと思います。

2 ページ目、5 番の大気質です。煙突の高さをどうして 35m にしたのかという先生のご質問に対してです。これにつきましては、右のほうに下線で示した部分がありますので、そこが回答になります。

承知しましたということで、まず、煙突構造・形状については、準備書では分かりやすく表現することにします。また、排気塔の高さについては、当社の産業廃棄物焼却施設の建設工事の実績及び計画地周辺の環境条件を考慮して計画していますが、ダウンウォッシュ、ダウンドラフト、フュミゲーション等の高濃度が出やすい気象条件での拡散計算を行った上で、計画高さでの周辺への影響の評価を行って妥当性を

検証し、その結果を準備書に記載しますという回答です。

続いて、6番目、水質です。水質の予測方法で、定量的な予測と書いてあるが、それについてご説明いただきたいということでした。

当時は、「ちょっと名前がよく分からない。覚えていません」ということでお答えしましたが、「ジョセフ・センドナーの式」及び「新田の式」というものを使って簡易的に予測する方法です。

次に、3ページ目の8番です。地形・地質のところ、表層地質図を提出していたのですが、それに対して、凡例の時代が間違っていることと、図の中になく凡例が載っているというご意見をいただきました。

出典資料を確認して正確性を期しますということで、出典資料を見たところ、間違いが確認されましたので修正しました。また、図中には出てこない凡例については、準備書では削除します。これが回答になります。

以上で、追加したところについてのご説明は終わらせていただきます。

【岡本会長】 説明ありがとうございます。

それでは、ただいまの事業者の説明に対し、委員の皆様よりご質問、あるいは意見等をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

先生方、よろしいでしょうか。もし質問がなければ、これにて質疑は終了となります。

事業者の皆様はご退室をしていただいて結構です。どうも説明ありがとうございます。

(アの事業者退室)

【岡本会長】 ただいま、事務局で次の報告の準備をしておりますので、委員の皆様、少しの間、お待ちいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(イの事業者入室)

【岡本会長】 それでは、これより議題（2）に移ります。議題（2）「習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価方法書について（審議）」です。

資料2-3について、事業者から、修正や補足をした箇所を中心に簡潔に説明をお願いいたします。

【事業者】 習志野市役所都市環境部環境政策課です。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、資料に基づきまして、前回の審査会においてご質問いただいた3点につきまして、ご説明させていただきたいと思います。

まずは、見解書のNo.1、大気質の件になります。前回、塩化水素の除去方法についてのご質問がございました。

こちらの見解なのですが、塩化水素等の酸性ガス処理につきましては、現施設におきまして乾式法を用いております。具体的には、排ガス処理の過程で消石灰を吹き込み、反応生成物を乾燥状態でろ過式集じん機のバグフィルターにて捕集し回収する方法でございます。

なお、新施設の排ガス処理法につきましては、現時点におきまして、まだ未定ではございますが、こちらに示させていただいております自主基準値を満足できる適切な処理方法を検討してまいります。

続けて、1 ページめくっていただきまして、見解書の 2 ページ目になります。ナンバーで行きますと、6 番の植物、動物、生態系の調査手法についてということでご質問がありました。こちらについて見解を示させていただきます。

こちらは、前回お示ししました資料の、ページで言うと 34 ページのところになります。植物、動物、生態系の部分になるのですが、ご指摘の範囲におきます動物調査につきましては、フィールドサイン法や任意観察法等により実施することとしておりまして、また、その範囲は、千葉工业大学さんの敷地と千葉船橋海浜線の敷地境界に位置する植栽帯となっております。

続きまして、もう 1 ページめくっていただきまして、今度は 3 ページになります。こちらにつきましては、ちょっと戻ってしまうのですが、前回の資料で行きますと 3 番になります。「本事業の内容」で処理対象で下水汚泥のご説明をさせていただいた中で、脱水汚泥の含水率ということでご質問いただきました。

こちらにつきましては、脱水汚泥の含水率は 70% 台で推移しているということでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【岡本会長】 それでは、ただいまの事業者の説明について、委員の皆様より質問、ご意見などを頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

先生方、いかがでしょうか。質問がなければ、質疑はこれで終了になります。よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

それでは、事業者の皆様方は、これにて退室をしていただいて結構です。どうも説明ありがとうございました。

(イの事業者退室)

【岡本会長】 それでは、議題(3)「千葉県環境影響評価条例に基づく事業に係る環境影響評価方法書について(答申)」です。

これまでの審議を踏まえ、事務局と相談し、委員の皆様にご確認をいただいた上で答申案を作成いたしましたので、事務局におかれましては、資料の配付をお願いいたします。

(資料配付)

【岡本会長】 よろしいでしょうか。皆様、お手元に届きましたでしょうか。

それでは、事務局より資料の説明をお願いいたします。

【木下環境保全課長】 初めに、資料 3-1「(仮称)株式会社 T&H エコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価方法書」について、答申案についてご説明いたします。

答申案は、総論、各論で構成しております。

読み上げさせていただきます。

(仮称)株式会社 T&H エコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価方法書
に対する環境の保全の見地からの意見

総論

1 環境保全措置について

計画施設に係る環境の保全に関する最新の知見を収集し、大気汚染物質や温室効果ガス等の排出を可能な限り低減するような最良の技術の導入を検討した上で、環境保全措置を適切に講ずること。

各論

1 大気質

(1) 煙突の高さを **35m** に設定した根拠を明らかにすること。なお、この煙突高さの見積もりにおいては、ダウンウォッシュ等の発生状況と発生時の拡散状況を適切に扱うこと。

(2) 煙突や建物の設計に当たっては、ダウンウォッシュ等の発生頻度を可能な限り抑制できるよう、煙突の高さや周辺建物との位置関係を検討すること。

(3) 大気汚染物質の排出を可能な限り低減するため、利用可能な最良の排出ガス処理施設を導入するよう努めること。

2 水質

プラント排水はクロード方式としているが、必要に応じて水処理施設を設置するなど、水収支に係る設計を適切に行うこと。

3 廃棄物・残土

工事時における廃棄物及び残土の発生量等の収支に係る設計並びに場外に搬出する廃棄物等の処理を適切に行うこと。

4 温室効果ガス等

(1) 国等が掲げる温室効果ガスの削減目標等を踏まえ、エネルギーの有効活用に努めること。

(2) 発電量当たりの温室効果ガス排出量を他の類似施設と併せて整理し、温室効果ガス排出量が低減されているかどうかの評価を適切に行うこと。

(3) 温室効果ガス排出量等の算定時に参考とする「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」等は、最新のものを使用すること。

続きまして、資料 3-2「習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価方法書」について、答申案についてご説明いたします。

こちらの答申案も、総論、各論で構成しております。

読み上げさせていただきます。

習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見

総論

1 環境保全措置について

計画施設に係る環境の保全に関する最新の知見を収集し、大気汚染物質や温室効果ガス等の排出を可能な限り低減するような最良の技術の導入を検討した上で、環境保全措置を適切に講ずること。

2 処理方式について

方法書において示された処理方式は一つに絞り込まれていないことから、処理方式の決定に当たっては、可能な限り環境に配慮した方式を選ぶこと。また、選定した処理方式における当該施設の運転条件を明らかにした上で、最も環境に影響を与える場合を想定した予測及び評価を実施すること。

各論

1 大気質

大気汚染物質の排出を可能な限り低減するため、利用可能な最良の排出ガス処理施設を導入するよう努めること。

2 動物

対象事業実施区域内でチョウゲンボウが確認されていることから、その周辺における生息状況を的確に把握することができるよう配慮すること。

3 温室効果ガス等

(1) 国等が掲げる温室効果ガスの削減目標等を踏まえ、エネルギーの有効活用に努めること。

(2) 発電量当たりの温室効果ガス排出量を他の類似施設と併せて整理し、温室効果ガス排出量が低減されているかどうかの評価を適切に行うこと。

事務局からの説明は以上でございます。

【岡本会長】 説明ありがとうございます。

ただいま、事務局から 2 つの答申案について説明がありました。委員の皆様は既にご確認をいただいておりますので、この形で答申としたいと思いますが、皆様方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【岡本会長】 ありがとうございます。それでは、これで答申にしたいと思います。

(答申書読み上げ)

令和 5 年 11 月 6 日

千葉市長 神谷俊一様

千葉市環境影響評価審査会 会長 岡本眞一

(仮称)株式会社 T&H エコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価方法書について(答申)

令和 5 年 10 月 5 日付 5 千環環保第 551 号にて諮問のあったこのことについて、別紙のとおり答申をします。

続きまして、

習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価方法書について(答申)

令和 5 年 10 月 5 日付 5 千環環保第 552 号にて諮問のあったこのことについて、

別紙のとおり答申をします。

（岡本会長から川並環境保全部長へ答申書（2枚）を手交）

【岡本会長】 ただいま答申をお渡しいたしました。答申書の写しは、時間の都合上、事務局から別途、皆様へ送付することといたします。よろしくお願いいたします。

それでは、次に議題（4）「千葉市環境影響評価等技術指針の改定について（諮問・審議・答申）」です。

事務局よりお願いいたします。

【木下環境保全課長】 それでは、早速ですが諮問させていただきます。

諮問の趣旨につきましては、後ほどご説明いたします。

【川並環境保全部長】 （諮問書読み上げ）

千葉市環境影響評価審査会 会長 岡本真一様

千葉市長 神谷俊一

千葉市環境影響評価等技術指針の改定について（諮問）

このことについて、千葉市環境影響評価条例第7条第3項の規定により、諮問いたします。

（川並環境保全部長から岡本会長へ諮問書を手交）

【岡本会長】 ただいま、「千葉市環境影響評価等技術指針の改定について」の諮問を受けましたので、事務局は諮問書の写しの配付をお願いいたします。

（諮問書の写し配付）

【岡本会長】 皆様、お手元に届きましたでしょうか。

事務局より資料の説明をお願いいたします。

【木下環境保全課長】 それでは、千葉市環境影響評価等技術指針の改定についてご説明いたします。

まず、資料4をご覧ください。

初めに、「1 改定の趣旨」についてです。参考資料1「千葉市環境影響評価条例（平成10年千葉市条例第39号）（抜粋）」と併せてご覧ください。

千葉市環境影響評価条例第6条の規定により、事業者は、対象事業の実施前に、千葉市環境基本計画により事前配慮を行うこととなっております。

事前配慮は、条例第7条に基づく環境影響評価等技術指針の規定により、基本計画の事業ごとにとるべき環境配慮を示した事業別環境配慮指針及び各区ごとにとるべき環境配慮を示した行政区別環境配慮指針を参照して方法等を決定し、実施することとされております。

一方、令和4年3月に新たな基本計画が策定されたことに伴い、従前の基本計画に定められていた環境配慮指針は、実質的な利用目的が条例の事前配慮実施時の参照のみとなっていたことに鑑み、新たな基本計画ではなく環境影響評価に係る諸規定にその内容を位置づけることと整理され、新たな基本計画からは削除されました。

このことから、技術指針における事前配慮に係る諸規定に環境配慮指針の内容を組み入れることで事前配慮の円滑な運用を図るため、技術指針を改定したいと考え

ております。

条例第 7 条第 3 項では、技術指針を改定しようとするときには審査会の意見を聴くものとされているため、この度、諮問させていただきました。

次に、資料 4、「2 改定の内容」です。「改定案のイメージ」の表と併せてご覧ください。

1 点目といたしまして、対象事業別の環境配慮事項の新設等です。旧基本計画の事業別環境配慮指針の内容に相当する対象事業別の環境配慮事項を一部見直した上で表形式で新たに定めるとともに、事前配慮の対象項目及び実施方法の決定に当たっての参照先を、旧基本計画の事業別環境配慮指針から当該環境配慮事項に改めます。新設する表は、別紙 1「対象事業別の環境配慮事項」に掲載しておりますのでご覧ください。

表についてご説明いたします。参考資料 2 の旧基本計画の事業別環境配慮指針と併せてご覧ください。

まず、表の縦の項目については、参考資料 2 の 1 ページから 3 ページまでに掲載している表 5-1「主要な開発事業別の環境配慮事項」に掲げられていた各環境配慮事項計 61 項目をベースとして、これを、より分かりやすくする観点から、技術指針に定める大気環境、水環境といった環境要素ごとに区分、再編した上で、類似内容を集約し、計 44 項目に整理いたしました。

次に、表の横の項目については、参考資料 2 の 1 ページに掲載している主要な開発事業として区分されていた住宅系事業、商業・業務系事業、工業系事業など 9 つの事業について、条例上の対象事業がどれに当てはまるかを明確にするため、次に添付しております別紙 2「旧基本計画の事業別環境配慮指針の『主要な開発事業』と条例上の『対象事業』の対応について」に掲載しているように、個々の主要な開発事業に属する条例上の対象事業を明確化した上で、条例上の対象事業ごとに整理することとしました。

そのように整理し、表の枠組みを構成した上で、最後に、対象事業ごとの環境配慮事項を改めて見直しました。具体的には、表において、白い丸で示している従来の設定項目に加え、黒い丸で示している項目については、事業特性を踏まえ、新たに追加することといたしました。事業者は、この表を踏まえ、対象項目を選定して事前配慮を行うとともに、今後の事業計画や環境影響評価における展開の方向性を検討することとなります。

資料 4 の右側に戻りまして、改定の内容の 2 点目として、事前配慮の実施方法の変更です。従来、事前配慮の実施方法の決定に当たっては、参考資料 2 の 4 ページ以降に掲載している旧基本計画の「行政区別環境配慮指針」を参照することとしておりましたが、環境問題が複雑化、多様化する昨今、行政区別の課題や配慮の方向を一概に示すことは困難であるため、行政区別環境配慮指針のような形では規定せず、事業者自らが基本計画の内容を踏まえて対象事業実施区域やその周辺における地域の課題を考え、配慮の方向を示す旨を規定することといたしました。これにより、事業

者は自ら地域の課題と配慮の方向を考え、今後の事業計画等を検討することとなります。

参考資料 3 には、この内容を踏まえた新旧対照表と改定後の技術指針を添付しておりますので、参考としてご確認ください。

資料 4 に戻りまして、「3 施行時期（予定）」についてですが、改定の手続に要する期間を踏まえまして、令和 5 年 12 月を予定しております。

最後に、「4 その他」といたしまして、技術指針の改定に伴い、技術指針の規定を引用している千葉市計画段階環境影響評価等環境配慮指針の条項ずれが生じるため、同指針の改定も併せて行います。

事務局からの説明は以上でございます。

【岡本会長】 説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、委員の皆様には既にご確認をいただいておりますが、この場で特に確認をしたい点などがありましたらお願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

先生方、いかがでしょうか。お願いします。

【羽染委員】 ただいまの説明を聞いて、大体理解できたのですが、こんなことで間違いないかというのを教えていただきたいと思います。

参考資料 2 にある従来の環境配慮指針の表現を別紙 1 のマトリックス表に置き換えるというのが大きな趣旨かと思います。例えば、私、廃棄物担当なので、廃棄物の区間を見ますと、白と、黒もあって、黒は事業特性を踏まえて新たに対象として追加したという理解をしたのですが、従来、前の環境配慮指針では、廃棄物処理施設等は供給処理施設というところに入っていました。それがなくなるので、新たに、例えば終末処理場、し尿処理施設、廃棄物焼却施設等が追加されて黒丸を打ちましたという理解でよろしいかというところ。

それと、全体をぱっと見て合っているのかどうか分からないので、その辺はまた事務局にお任せするしかないかなと思うのですが、これは、今諮問をいただいて、答申はいつまでにするのでしょうか。

【岡本会長】 もし先生方から大きな異存がなければ、事務局で作成していただいた案で本日答申を出したいと思います。

【羽染委員】 そういうことなんですね。では、この場で見ないといけないですね。私の担当のところはそういう理解でよろしいか、ちょっと教えてください。

【岡本会長】 事務局より回答をお願いします。

【木下環境保全課長】 今のご質問なのですが、まず、廃棄物の処理施設については、別紙 2 をご覧になっていただきたいと思いますのですが、見出しは「旧基本計画の事業別環境配慮指針の『主要な開発事業』と条例上の『対象事業』の対応について」ということで、今委員からご指摘のあった廃棄物の処理施設のことに关して見ますと、供給処理施設ということで、こちらに該当するという関係性を整理しております。

【羽染委員】 別紙 2 で、新たに整理する対象事業を見ればいいわけですね。別紙 1 がもっと細かくなっているという理解でよろしいですね。

【木下環境保全課長】 そのとおりでございます。

【羽染委員】 ありがとうございます。

【岡本会長】 ほかの先生方、いかがでしょうか。それぞれの先生の専門分野に関して、今回、事務局で用意してくださった案で、ここのところは懸念があるというような項目等がありましたら、この場でご発言をいただきたいと思います。

それでは、事務局からもう一度確認の説明をお願いしたいところで、別紙 1 にある大きな表ですけれども、技術指針の新旧対照表で見ると、参考資料 3 の第 1 の 2 の (2) のイのところに、「対象事業計画及び概況調査結果を勘案し、表 2 に掲げる環境配慮事項について検討し、以下の事項に区分する。」となっていますので、指針の縛りで言うと、ここのところで表 2 が入ってくると思います。

多分、さっき先生が心配されていたのは、自分の専門分野の環境要素についてこの表の区分から逸脱するような事業計画が提示された場合、この表 2 の項目のところに丸がついていないので、その項目の環境影響は評価しなくてもいいのではないかという言い訳に使われる懸念があるということではないかと思います。多分、先生の懸念はそこにあると思うのですが、このことについて事務局からうまく説明をしていただけると、委員の先生方も納得していただけるのではないかと思います。よろしくをお願いします。

【木下環境保全課長】 ご質問についてなのですが、こちらの別紙 1 のマトリックスの表に丸を振っていない項目、それを理由にやらないということ、これは当然想定されることではあるのですが、もともと、こちらの事前配慮に関しましては、事業者が自ら自分の事業を見たときに、こういうものが必要であるということを経営者が検証していただくという話になってきます。

もちろん、その中で、丸は振ってあるけれどもやらないというケースも、当然ながら出てくるわけです。ただし、やらないということに関しても、それは相当の理由があってやらないということになるわけです。

逆に、丸が振られていないという項目に関しましても、現状では丸が振られていないという項目もあるかと思いますが、その時点時点で、例えば必要性だとかというのが出てくるでしょうから、丸が振っていないとはいえ、時勢なども考慮した上で、こちらをお願い事項にはなるかと思いますが、協議をすることは可能だと考えております。

【岡本会長】 ありがとうございます。

先生、よろしいでしょうか。

【羽染委員】 この短い時間で、これで十分だろうという判断を下すのはなかなか難しいのですが、前回もあったような気がするのですが、やはり、このマトリックス表を見て、「丸がないから、丸のあるのだけ選びました」と事業者さんが主張されるのは多々ありますので、その考え方を、丸が振っていなくても、社会情勢の変化と

かいろいろなことで委員が指摘するわけですから、それをのんでくださいねというスタンスで臨めば大丈夫かなと思います。

【岡本会長】 ありがとうございます。これは、環境で配慮するための項目ということで、ある意味では平均的な事業、想定される事業についての記載ですので、それについて、事業者から配慮書ですとか方法書が提出された段階で、委員の先生が、このところは表には丸がなくても、当然、環境影響評価の中では市民の関心も高いし重大な環境影響が懸念されるということであれば、そのことについて追加での調査、予測評価をお願いする場合もあり得るということです。場合によれば、それについての市長意見の提出等について、先生方にご審議をお願いすると考えられると思いますが、そのような解釈でよろしいでしょうか。

事務局より回答をお願いします。

【木下環境保全課長】 はい。その解釈で問題ないと思います。

【岡本会長】 先生方、ご理解いただけましたでしょうか。どうもありがとうございます。

お願いします。

【諏訪園委員】 別紙 1 の 19 行目になりますか。「供用時、ゴルフ場において使用する農薬の種類等に配慮する。」とあるのですけれども、これは、ゴルフ場だけのものではないのでしょうか。例えば、レクリエーション施設で運動場とかも含まれるというふうに昔はなっていたような気がします。かっちりとゴルフ場だけなのか。もとの規制が「ゴルフ場では農薬をしない」というところに丸がついていたようです。「等」とかをつけてもいいのかなと思ったのですが。

【岡本会長】 事務局より回答をお願いします。

【木下環境保全課長】 ご意見ありがとうございます。今のご指摘なのですけれども、「等」をつけるということに関しまして、委員の皆様のご了承を得られればその方向で文章の修正をしたいと思います。いかがいたしましょうか。

【岡本会長】 先生方、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【岡本会長】 では、そのように修正をお願いいたします。

【木下環境保全課長】 ありがとうございます。

【岡本会長】 ほかに先生方、いかがでしょうか。もし、先生方からさらなる質問、意見がないようでしたら、事務局から提示いただいた資料の内容について了承をしたいと思います。

なお、1 点、先ほど「等」という文字を追加するということにつきましては、皆様のご了承が得られておりますので、事務局はその旨の対応をお願いいたします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、これにて答申にしたいと思います。

（答申書読み上げ）

令和 5 年 11 月 6 日

千葉市長 神谷俊一様

千葉市環境影響評価審査会 会長 岡本真一

千葉市環境影響評価等技術指針の改定について（答申）

令和 5 年 11 月 6 日付 5 千環環保第 592 号にて諮問のあったこのことについて、別紙の内容を了承する旨、答申をいたします。

よろしくお願いいたします。

（岡本会長から川並環境保全部長へ答申書を手交）

【岡本会長】 ただいま答申をお渡しいたしました。答申書の写しは、時間の都合上、事務局より別途、皆様に送付することといたします。よろしくお願いいたします。

それでは、次に議題（5）「環境影響評価関連図書のインターネットの利用による継続公表について（報告）」です。事務局より説明をお願いいたします。

【木下環境保全課長】 それではご説明させていただきます。資料 5 をご覧ください。

この度、本市の環境影響評価制度に関する新たな取組みとして、環境影響評価関連図書の縦覧・公表期間終了後におけるインターネットによる継続的な公表を行うことといたしましたので、その概要を報告させていただきます。

初めに、背景についてです。近年のインターネットの発達及び行政手続の電子化の進展を踏まえ、千葉県環境影響評価条例、千葉市環境影響評価条例または千葉市計画段階環境影響評価実施要綱に基づく環境影響評価関連図書については、それらの条例等により、図書の縦覧期間に合わせたインターネットの利用による公表を事業者が義務づけていますが、縦覧・公表期間の終了後は義務づけがなくなるため、図書の閲覧ができなくなることが想定されます。現に、環境省によると、環境影響評価法に基づく図書につきましては、多くの場合、縦覧・公表期間の終了後は図書の閲覧ができなくなっております。

このような状況を踏まえ、市民による環境影響評価に関する情報アクセスの利便性の向上を図り、もって事業に対する市民の理解を促進するため、「（仮称）千葉市環境影響評価関連図書のインターネットの利用による公表に関する要綱」を制定し、条例等に定める縦覧・公表期間の終了後についても、事業者の協力を得て、インターネットにより図書を継続して公表する仕組みを整備することとします。

なお、事業者の協力を得る理由といたしましては、通常、図書の作成者である事業者が当該図書の著作権を有していることから、市がインターネットにより図書を公表する際には、著作権者による許諾が必要であることによるものです。

次に、要綱の骨子についてです。まず、対象とする図書につきましては、条例等に基づき、本市に提出される環境影響評価方法書、環境影響評価準備書、環境影響評価書、事後調査報告書等の図書とします。

ただし、環境影響評価法に基づく図書については、平成 30 年度から、環境省が、事業者の協力を得て図書を継続公表する取組みを既に実施しているため、対象としないものとします。

次に、公表の方法につきましては、市のウェブサイトへの掲載といたします。

次に、公表の開始につきましては、条例等に定める縦覧・公表期間満了日の翌日からとします。ただし、事業者から終了の申出があった場合は、ウェブ公開を終了いたします。

次に、公表の許諾につきましては、事業者がウェブ公表に協力する場合は、許諾書及び当該図書の電子データを記録した電子媒体を市に提出すること。事業者は、図書に作成者以外の者が作成した地図、写真、図形等の引用の著作物があるときは、その著作権者にウェブ公表の許諾の可否を確認した上で、ウェブ公表を許諾しない部分を許諾書に記載すること。市は、著作権に関する問題が生じないように、ウェブサイト上に、著作権者の許諾を得ないで図書の複製、転用等を行うことは禁止されている旨を記載することといたします。

最後に、施行時期につきましては、庁内の手続に関する期間を踏まえまして、令和5年12月を予定しており、施行日以降に提出される図書について適用することといたします。

説明は以上でございます。

【岡本会長】 説明ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、委員の皆様より質問等がありましたら、ここでお願いいたしたいと思います。

先生、お願いします。

【川瀬委員】 これは、公表の期間といえますか、終了はいつかを決めないでよろしいのでしょうか。

【岡本会長】 事務局より回答をお願いします。

【木下環境保全課長】 今のご質問なのですけれども、情報アクセスの利便性の向上の観点から、公表の期限は設けないこととして進めようと考えております。

【岡本会長】 先生、よろしいでしょうか。

【川瀬委員】 こういった情報発信で、期限なしというのもよくあるのでしょうか。よく分からないのですが、大体、期限を10年とかで切る場合が多いのではないかと思います。

【岡本会長】 お願いします。

【木下環境保全課長】 全てを調べているわけではございませんけれども、実際に公表をするに当たって、事業者の許諾をいただくことで進めようと考えております。逆に、これは任意の意思というようなことでご協力をいただく性質上、期限を設けているものがどれくらいあるかというのは分かりませんが、事業者の方がこれ以上の公表継続というのを望まれない場合には申出をしていただいて、その時点で公表を中断、終わりとするというようなことで考えております。

答えになっていますでしょうか。

【岡本会長】 お願いします。

【川瀬委員】 ということは、事業者からの申出をもって終了と、そういうことで理解してよろしいですかね。

【岡本会長】 ありがとうございます。

【町田委員】 今の質問に関連して、実際にほかを調べられたということなのですが、おおよそ、ほとんどの事業者さんは、こういう公表は承諾しているという現状ですか。それとも、大体半分ぐらいだとか、あるいは現実には1～2割だとか。

【木下環境保全課長】 今のご質問なのですけれども、国のほうでは、既に事業者の方にご相談した上でこのような制度を設けているということになるのですが、まず、法アセスなどについては、市に関わるアセスが8件今出ております。そのうち3件が、既に事業等が廃止されているような理由でもう載っていない。残りの5件の案件については、図書の閲覧ができないという状況になっております。あくまで、千葉市に関わる案件についてということになります、そういう状況です。

【町田委員】 先ほどの質問とも関係するのですが、もし事業者が、簡単に言うと企業として万が一潰れた場合、それを継続する会社などが無い場合、自動的に終了するというものもあるのですか。公表するということは、たまに事業者が質問を受ける場合があるわけですね。別に、細かいところなので、その都度考えていけばいいと思うのですけれども。

【木下環境保全課長】 今、いろいろな事業者がいる中で、例えば倒産だとか、会社が無くなってしまふだとか、そういうケースもあろうかと思えます。そこら辺までの規定を今回の要綱に設けてはおりませんけれども、実際に行政のほうで、倒産だとか、会社自体がもう清算しているとか、そういう事実、あるいはその事実を事前に相談を受けるといような状況であれば、その承諾などの部分をどうするかということについて事業者と相談した上で、恐らくは、その部分について中止ということになろうかと思えます。

【町田委員】 すみません、細かいところです。細かすぎました。ありがとうございます。

【岡本会長】 先生、お待たせしました。

【重岡委員】 私は、事業者よりも、どちらかというと閲覧する市民の立場で感じたことなのですけれども、インターネットを使って過去の同業他社がどういう方法書を出しているのかというのを見られるのは、大変すばらしい取組みだなと思って、すごく大歓迎しているところでございます。

せっかく、この分厚さのいろいろな案件で見られるというのはいいので、見せ方として、検索できる、同業他社を調べたいときに、「廃棄物処理施設」という検索をして、過去どういう、さらに言えば、方法書なのか、準備書、評価書、あとは事後調査報告書まで見られたらいいなと思っております。

メニューで業体とか、フリーワードでもいいと思います。住民が、「あの業者、臭うけれども、水蒸気とか湯気が出ていて、何か出しているんじゃないか」と思って調べてみたら、「ああ、あれは大気汚染物質じゃないんだ、ちゃんと調べているんだ」というので、安心することもあります。

さらに言うと、事業計画段階ではあまり見られていない方法書で、事後調査報告書

を同じ案件について時系列で見られると、あのとき質問して、あまり回答がしっかりしていなかったけれども、結局、この方式の技術を採用して、今うまく行っている、うまく行っていないみたいな、計画段階から事後調査まで、20年スパンでいろいろな案件が歴史から最新情報まで見られる。縦串、横串、両方見られるのもとてもいいと思うので、そのサイトの作り方を、ただPDFがだーっと並ぶと、せっかくのいい情報も、活用するとき一個一個開かなければいけないので、そういうことにならないように、ちょっとメニューを工夫していただけるとすごくうれしいなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【岡本会長】 事務局より何かコメントがあればお願いします。

【木下環境保全課長】 いただいたご意見を参考に、ホームページ作成のときにはしたいと思います。

【岡本会長】 ありがとうございます。

では、森川先生。

【森川委員】 説明ありがとうございます。これは、インターネットで公開するという事で、インターネットに載せていない従来の図書の形では、昔のものも遡って千葉市さんにお聞きすれば見られるということによろしいんですね。

【岡本会長】 お願いします。

【木下環境保全課長】 はい、閲覧可能でございます。

【森川委員】 ありがとうございます。ちょっと思い出したのは、東京都さんでも公表しているのですけれども、やはり事業主体が民間のところだと、割とその期間が終わると見られなくなっている例が多いです。今回、例えば習志野市さんのように行政の施設だと、ずっといつまでも見られて便利ですが、民間の方のところだと、いろいろなご事情があるのだらうと思いますが、割とすぐ見られなくなってしまうことが多いので、ぜひ、公表するに当たって、メリットというか、例えば、環境に対してこんなふうを考えているというようなアピールにもなるんだよみたいに、なるべく公表をしていただけるように言っていただけるといいかなと思いました。

【岡本会長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。これは報告事項なので、皆さんにご理解いただいて、今後のこの審議の場に有効に情報を生かしていただければありがたいと思います。

もし、委員の先生方からこれ以上の質問がなければ、議題（5）もこれにて終了にしたいと思います。先生方、よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

それでは、本日の議題はこれにて終了いたします。議事の進行を事務局にお返しいたします。よろしくお願いします。

【川並環境保全部長】 本日は、岡本会長より3件の答申をいただきましたので、一言、御礼のご挨拶をさせていただきます。

会長、副会長、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、答申を取りまとめていただき、本当にありがとうございました。

県条例に基づく2件の事業案件につきましては、本日いただいた答申を踏まえて、

より環境に配慮された事業計画となるよう、県に対して市長意見を提出したいと考えております。

また、環境影響評価の技術指針の改定につきましては、事業者による事前配慮が適切に実施されますよう、改定の手続を速やかに進めていきたいと考えております。

今後とも、本市の環境行政の推進に当たり、ご協力、ご支援いただきたいと思います。ご協力賜りますよう、改めて御礼を申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

【岡本会長】 それでは、この後の進行は事務局をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【奥村環境保全課長補佐】 岡本会長、ありがとうございました。

事務局からは、2点ご連絡がございます。

1点目は、答申書の写しの配付についてです。本日、答申をいただいた3件の答申書の写しにつきましては、後日、メールにて皆様にお送りしたいと思います。

2点目についてですが、議事録の確認についてです。本日の議事録は、事務局にて案を作成後、委員の皆様にご確認いただきまして、議事録として公表させていただきます。

事務局からの連絡は以上となります。

これをもちまして、令和5年度第5回千葉市環境影響評価審査会を終了いたします。長時間にわたるご審議、どうもありがとうございました。

午後4時11分 閉会